

台風22号・23号により 自宅に被害を受けた方にお知らせ

これから修理を希望する方

自宅が雨漏りしているから、
壊れた部分をブルーシートで塞いでもらいたい
外壁や窓硝子が壊れて、
風雨が侵入してくるから、
ブルーシートやベニヤ板で防いでもらいたい

雨漏り等のため既に修理をした方

工務店等の事業者に既に修理してもらった

上記のような場合、1世帯当たり

最大53,900円の費用を支援します。

※費用は町が事業者に直接支払います。

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

<申請条件>

条件1 台風被害直後の写真があること

※写真がない場合もご相談ください

条件2 事業者に支払いを終えていないこと

申請期間：令和8年1月9日 17時15分まで

完了報告及び請求：令和8年2月9日 17時15分まで

条件1と条件2は基本ですが、まずはご相談ください！

お問合せ先 八丈町総務課

(TEL:04996-2-1121)午前9時から午後4時まで

※「緊急修理制度(ブルーシート)について」とお問合せください。

申し込むときは何をすればいいの？

①事前準備

- ◆被害状況がわかる写真をご準備ください。
- ◆作業をお願いしようとしている事業者さんに、見積書（を兼ねた請求書でも構いません）を作ってもらい、それをお持ちください。
→町としても支援する金額を知りたいのです。

②お申込み

- ◆写真と見積書を持って、総務課窓口へお越しください。窓口で写真や見積額を確認させていただきます。
- ◆窓口で申込書を記入してください。
可能でしたら写真と見積書もご提出ください。



受付後は、町と事業者との間で契約を締結します。その後（修理を実施し）町から事業者へ支払いを行います。見積金額が**53,900円**を超える場合、その超えた金額分は皆様から事業者へお支払いいただきます。

こういう時はどうしたら？

Q：なかなか請け負える事業者が見つからなくて…

A：八丈町建設業協会にお問い合わせください。

☎：04996-2-2031

Q：事業者が忙しくて見積書をもらえていません…

A：町が事業者と契約をする際に確認をいたします。